

「広島県夏の食中毒予防期間」における一斉監視の実施について

1 趣旨

高温・多湿となる夏季は、カンピロバクターなどの細菌性食中毒が最も発生しやすい時期であり、こうした食中毒の発生を未然に防止するため、6月から9月を「広島県夏の食中毒予防期間」とし、食中毒が発生した場合に大規模となるおそれの高い営業施設について、重点的な監視指導を行うとともに、食中毒予防の普及・啓発に取り組んでいます。

この事業の一環として、次のとおり県内の保健所において一斉監視を行います。

2 実施機関

県保健所及び保健所支所（7か所）
保健所設置市（広島市、呉市、福山市）

3 実施日

令和7年7月1日（火）、2日（水）
※2日（水）は西部保健所呉支所及び広島市保健所を除く。

4 監視対象施設

量販店	82 施設
仕出し・弁当店	7 施設
集団給食施設（学校等）	18 施設
その他（観光施設）	1 施設

5 実施事項

- (1) 施設・設備等の衛生管理の確認
- (2) 食品の衛生的な取り扱い指導
- (3) 食品等の適正表示の確認
- (4) 食品取扱者の検便の実施指導

夏の食中毒予防PR画像



○取材対応可能施設（県保健所関係）

立入日	立入施設	立入機関
7月2日	ゆめタウン吉田（安芸高田市）	西部保健所広島支所

※取材については、事前に食品生活衛生課（082-513-3104）へお問い合わせください。

【報道機関へのお願い】

6月～9月は食中毒が発生しやすい時期ですので、食中毒予防の三原則（食中毒菌を「つけない、ふやさない、やっつける」）を守り、食中毒予防に心がけていただくよう県民への啓発をお願いします。